

各 所 属 所 長 様

一般財団法人高知県教職員互助会
理 事 長 高 橋 慎 一
(公印省略)

一般互助部運営規則の一部改正について (通知)

当互助会の運営につきまして、日ごろからご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 4 月 1 日から、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の一部の方が公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得することに伴い、当互助会の加入資格を有することになるため、下記のとおり一般互助部運営規則第 3 条第 1 項を改正しましたので、ご周知をよろしくお願いいたします。

なお、加入対象となる方の中には、既に現職の教職員を退職されて、当互助会退職互助部の特別会員資格を有する方がおられる可能性があり、その方については、退職互助部事業の給付等を受けられていることから、特別会員資格を有する方を加入対象者から除外することとしています。

記

一般財団法人高知県教職員互助会一般互助部運営規則

(改正後)	(現 行)
(会員) 第 3 条 一般互助部会員は、次に掲げる者とする。 (1) 公立学校共済組合高知支部に属する組合員で、次の(ア)から(カ)までの一に該当する者。ただし、職員の再任用に関する条例(平成 12 年高知県条例第 3 号)の規定に基づき再任用された者及び退職互助部特別会員の資格を有する者を除く。 (ア) 職員の給与に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 34 号)第 2 条に規定する職員 (イ) 公立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 37 号)第 2 条に規定する職員 (ウ) 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 32 年高知県条例第 56 号)第 2 条に規定する職員 (エ) (ア)から(ウ)に掲げる職員のうち、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣された職員 (オ) 高知県公立大学法人の職員 (カ) 公立学校共済組合高知支部の職員	(会員) 第 3 条 一般互助部会員は、次に掲げる者とする。 (1) 公立学校共済組合高知支部に属する組合員で、次の(ア)から(カ)までの一に該当する者。ただし、職員の再任用に関する条例(平成 12 年高知県条例第 3 号)の規定に基づき再任用された者を除く。 (ア) 職員の給与に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 34 号)第 2 条に規定する職員 (イ) 公立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年高知県条例第 37 号)第 2 条に規定する職員 (ウ) 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 32 年高知県条例第 56 号)第 2 条に規定する職員 (エ) (ア)から(ウ)に掲げる職員のうち、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣された職員 (オ) 高知県公立大学法人の職員 (カ) 公立学校共済組合高知支部の職員

附則

(施行期日)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

※留意事項

退職後すぐに臨時的任用職員等になられた方につきましては、退職互助部特別会員の資格取得が未確定の場合がありますので、下記の担当までお問合せください。

高知県教職員互助会事務局 TEL088-821-4917 担当 石川 伊藤 まで